

インボイス制度対応の補足事項

～「インボイス制度対応－企業間取引の手引き」～

2023年 6月



一般社団法人 **日本加工食品卸協会**

インボイス制度対応専門部会

2022年3月「インボイス制度対応－企業間取引の手引き」を公開後、税制改正などにより、国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A」等の改訂情報及び酒類等空容器の取扱いなどについての補足情報について、ご案内いたします。

なお、対応にあたっては、本内容を参考に各社にてご検討ご判断のうえ対応ください。
また、今後の省庁からの発表により、最終的な対応内容が異なってくる可能性がありますので、最新情報に十分ご注意ください。

目次

1. 酒類等空容器の取扱い
2. 少額な返還インボイスの交付義務免除
3. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置
(少額特例)
4. 「再生資源利用促進法」に規定する「再生資源」に関する
取扱い

1. 酒類等空容器の取扱い

問. 酒類を販売している取引先から、使用済みの酒類空容器を引き取っており、会計上は「仕入取引」として処理しています。

この酒類空容器の取引について、消費税法上は「仕入取引」として取扱わないで、「売上げに係る対価の返還等」として取扱うことはできますか。

酒類空容器の取引について、会計上は「仕入取引」として処理している場合であっても、消費税法上「売上げに係る対価の返還等」として取扱うことができます。

また、その酒類空容器を引き取る取引先に対しては、必要な法定要件を記載した「適格返還請求書（返還インボイス）」を交付することが必要となります。

なお、空容器が1万円未満の場合は、返還インボイスの交付義務免除を適用することができ、その場合は、帳簿に対価の返還等に係る事項を記載し、保存することが必要となります。

【参考】 空容器代金の返還を・・

- ① 容器の販売と整理（仕入）：標準税率 → インボイス交付
- ② 対価の返還と整理（返還）：
標準税率（酒類等の空容器）又は軽減税率（清涼飲料の空容器）
→返還インボイス交付→1万円未満の場合は、交付義務免除あり（適用対象者の制限なし）

【参考資料】

- ・ 財務省「インボイス制度の負担軽減措置のよくある質問とその回答」(令和5年3月31日時点) 問13～18
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf
- ・ 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（令和5年4月改訂）」問29～31
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>

○ 空容器の返還処理に係る適用税率・インボイスの交付について

- ビン入りの酒類・清涼飲料水等を販売したのち、容器が返却される際に“容器代金の返還”が行われることがあります。
- その場合、原則としては販売時点で、返還する金額を「容器保証金」として区分し「不課税取引」として処理することとされている（消基通5-2-6）ものの、中には、**区分せずに全体を課税で販売している場合**があります。
- インボイス制度開始後、小売業から卸売業に対する容器の返還については、インボイス又は返還インボイスの交付が義務付けられますが、**一定の場合、返還インボイスの交付義務が免除されます。**【R5税制改正】

＜取引イメージ＞



2. 少額な返還インボイスの交付義務免除

問. 少額な返還インボイスの交付義務免除について教えてください。

- 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されます（新消法57の4③、新消令70の9③二）。
- 具体的には、返還した金額や値引き等の対象となる請求や債権の単位ごとに減額した金額により判定することとなります。
- 1万円かどうかの判定は、値引き等の金額に標準税率が適用されたものと軽減税率が適用されたものが含まれている場合であったとしても、適用税率ごとの値引き等の金額により判定するのではなく、返還した金額や値引き等の対象となる請求や債権の単位ごとの減額金額により判定することとなります。
- 適用対象者に制限はありません。また、適用期限のない恒久的な措置となります。
- 当協会では、振込手数料に関し、1万円未満に関係なく「役務の提供」としてインボイスを交付することを推奨しますが、1万円未満である振込手数料を値引きとし、返還インボイスを交付しない場合は、下記参考資料に具体的な内容が掲載されておりますので、参考にして対応ください。

【参考資料】

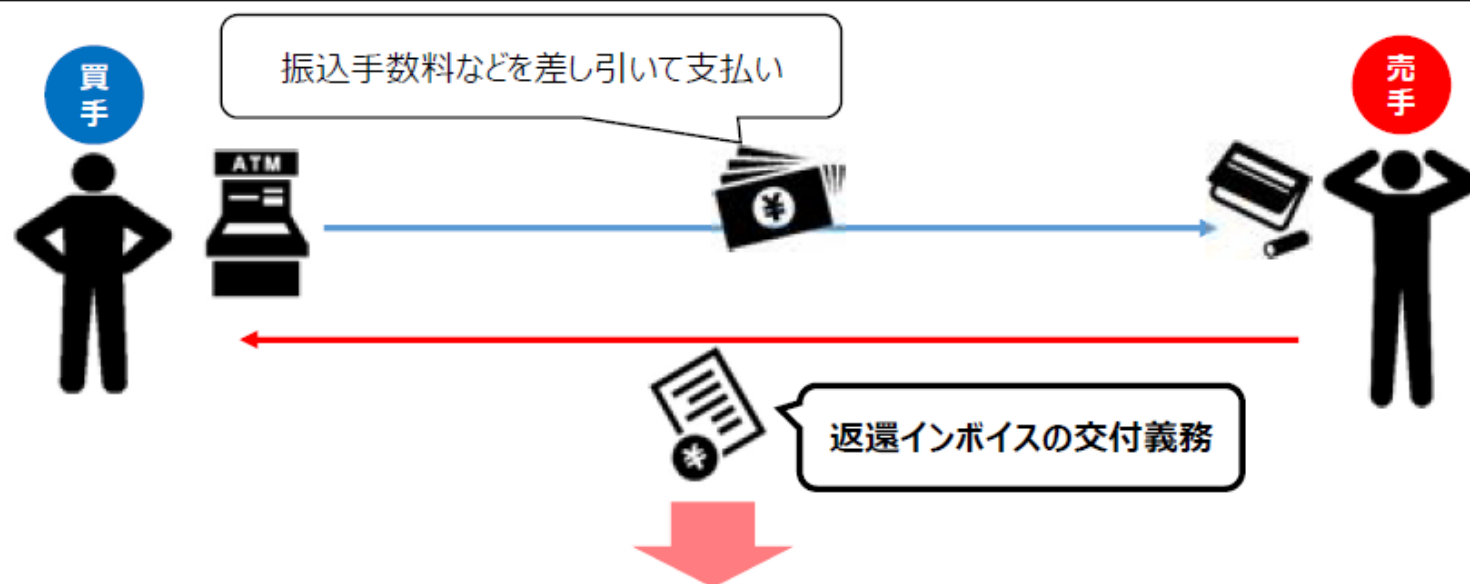
- ・ 財務省「インボイス制度の負担軽減措置のよくある質問とその回答」(令和5年3月31日時点) 問13～18
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf
- ・ 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A (令和5年4月改訂)」 問29～31
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>

○ 少額特例な返還インボイスの交付義務の見直し【令和5年度改正】

- インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課されることとなる。
- この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた振込手数料相当額やその他の経費を、売手が「売上値引き」として処理する場合に新たな事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。
 - ※ 下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。

【改正内容】

- 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1万円未満）については、返還インボイスの交付を不要とする。



改正内容：値引き等が少額（1万円未満）である場合、返還インボイスの交付を不要とする

3. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

問. 一定規模以下の事業者に対する少額特例について教えてください。

- 国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置です。
- 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が、適用対象者となります。
- 適用対象期間は令和5年10月1日から令和11年9月30日までの時限立法であり、その間に行う課税仕入れが適用対象となります。

【参考資料】

- ・ 財務省「インボイス制度の負担軽減措置のよくある質問とその回答」(令和5年3月31日時点) 問8～12
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf
- ・ 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A (令和5年4月改訂)」 問108～109
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>

○ 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置【令和5年度改正】

○ 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。

○ この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応**できるよう**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【改正内容】

○ 基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から**6年間、1万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能**とする。

※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。

【制度の概要】

【対象者】

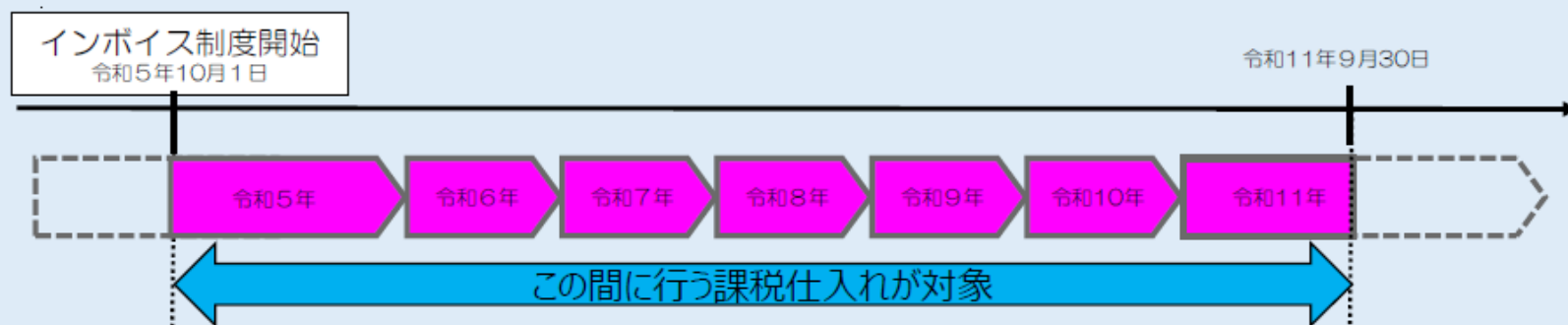
基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者

※ 特定期間における5千万円の判定に当たり、課税売上高による判定に代えて給与支払額の合計額による判定はできない。

【対象期間】

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れが適用対象

※ 課税期間の途中であっても令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては、少額特例の対象とはならないので、仕入税額控除を受けるためにはインボイスと一定の事項を記載した帳簿の保存が必要となる。



（注）少額特例は、少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、インボイスの保存を不要とするものであり、インボイス発行事業者の交付義務が免除されているわけではないので、インボイス発行事業者は課税事業者からインボイスを求められた場合には交付する必要がある。

4. 「再生資源利用促進法」に規定する「再生資源」に関する取扱い

問. 再生資源利用促進法に規定された再生資源等（購入者の棚卸資産に該当するものに限り）に該当する場合は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められますか。

消費税法上の仕入税額控除を適用するためには、原則として帳簿とインボイスの保存が必要です。

（消費税法30条1項）

しかし、一定の場合には、インボイスの保存を必要とせず、帳簿の保存のみで足りる制度があります。

（消費税法30条7項）

（この場合、免税事業者からの仕入についても仕入税額控除が可能）

- この制度の一つとして、再生資源卸売業を営む事業者が仕入れた「再生資源」等が規定されています。
具体的には、「再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から再生資源等（資源の有効な利用促進に関する法律(平成30年法律第48号)第2条第4項(定義)に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品をいう。）に係る課税仕入れを行う事業を営む事業者が他の者から買い受けた当該再生資源」と明記されています。（消費税法施行令49条1項1号ハ（4））
- 「資源の有効な利用促進に関する法律」の第2条では、「再生資源」について、以下のように規定しています。
 - ・ この法律において「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
 - ・ この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

【参考資料】

- 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（令和5年4月改訂）」問1,82,103,107
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>

○ 空瓶の回収に係る消費税の仕入税額控除の取扱い

【再生資源特例の概要】

再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から再生資源等に係る課税仕入れを行う事業を営む事業者が、他の者から買い受けた当該再生資源等に係る課税仕入れについては、以下の要件を満たした場合に帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる（新消令49①一八(4)）。

- ① 他の者（仕入先）が適格請求書発行事業者でないこと
- ② 購入したものがその事業者にとって棚卸資産であること
- ③ 帳簿に再生資源等の仕入れに該当する旨、課税仕入れの相手方の住所（事業者に限る。）等を記載すること

《参考：再生資源卸売業とは（東京高判平成10年9月30日）》

再生資源卸売業とは、当該業種の通常の形態として、課税仕入れに係る相手方が不特定かつ多数の者であり取引の価格も少額である等、個々の取引の相手方の氏名又は名称を帳簿に記載することを要求することが酷であると認められるような業種をいうとされている。

【製造メーカー】



【卸売業者】



【小売業者】



【消費者】



← 空瓶の回収（購入）

← 空瓶の回収（購入）※

← 空瓶の回収（購入）※

○ 原則として、「不特定かつ多数の者から再生資源等に係る課税仕入れを行う事業を営む事業者」に**該当しない**（注）。

（注）卸売業者であっても消費者など不特定かつ多数の者から再生資源等に係る課税仕入れを行う場合は、該当する。

⇒ 適格請求書発行事業者でない者からの買取は、必要事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除はできない。

→ 小売業者は卸売業者からの求めに応じて、**インボイスを交付する義務**がある。

○ 「不特定かつ多数の者から再生資源等に係る課税仕入れを行う事業を営む事業者」に**該当する**。

⇒ 適格請求書発行事業者でない者からの買取は、必要事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能。

※ **仕入先が適格請求書発行事業者か否か**で取扱いが変わるので、この点につき留意が必要。

※ 空瓶の回収は、酒類販売の対価の返還等として取り扱うことも可能。



一般社団法人 日本加工食品卸協会

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階

電 話 03-3241-6568

F A X 03-3241-1469

U R L <http://nsk.c.ooco.jp/>

